

## ① 国際特許出願

PCT(特許協力条約)に基づく国際出願において日本国を指定することで日本の特許出願とみなされたもの、すなわち日本に国内移行したものが国際特許出願と定義されています。国際段階が国際出願、国内段階が国際特許出願ということになります。

### (1) 外国語特許出願(国内段階)

国際特許出願のうち、外国語でされたものです(外国語書面出願ではありません)。主に、外国でPCT国際出願され、日本に国内移行したものとなります。明細書等の日本語による翻訳文を提出することになります。

### (2) 日本語特許出願(国内段階)

国際特許出願のうち、日本語でされたものです(最初から日本に特許出願されたものではありません)。例えば、最初からダイレクトPCT国際出願(日本出願を基礎として優先権主張するのではなく)をした場合など、日本でPCT国際出願する際に、日本国の指定を除外しなかったものです。

※外国語書面出願・・・日本の特許出願のうち、外国語(英語)でされたもの(日本語による翻訳文を提出)



## ② 商標の国際登録

マドリッド協定議定書に基づく国際登録(マドプロ)では、国際段階が国際登録出願、国内段階が国際商標登録出願となります。

### (1) 国際登録出願(国際段階)

日本の商標登録出願又は商標登録を基礎として、日本国特許庁に願書が提出され、それがWIPO国際事務局に送付されたものです。

国際登録出願は、国際事務局において方式審査した上で国際登録されます。国際登録後、国際事務局は指定国において実体審査をするように通報します。

### (2) 国際商標登録出願(国内段階)

外国の商標登録出願又は商標登録を基礎として国際事務局で国際登録され、日本国を指定することで日本の商標登録出願とみなされたものです。



## ③ 意匠の国際登録

ジュネーブ改正協定に基づく国際登録(ハーグ制度)も、商標の場合と同様に、国際段階が国際登録出願、国内段階が国際意匠登録出願となります。



※用語が非常に似ていますので、間違えると別の出願・制度を指すことになったり注意です。

# こちら特許部

ニッポウ  
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 029-228-5622

 info@nippo-patent.jp